

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定によつて、次の肥料の登録事項に係る変更の届出があつた。

平成二十五年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	変更のあつた登録事項	変更前	変更後	変更年月日
広島県第一一八一号	生産業者の住所	愛知県豊橋市東小鷹野四丁目六番地の二	岐阜県羽島市足近町南宿一五六番地一	平成二五年四月一日
広島県第一一八六号	生産業者の住所	愛知県豊橋市東小鷹野四丁目六番地の二	岐阜県羽島市足近町南宿一五六番地一	平成二五年四月一日
広島県第一一四四号	生産業者の住所	広島県広島市東区東蟹屋町一八番四〇号	広島県広島市南区仁保沖町一番三三三号	平成二五年七月八日